

49 災害時における電気自動車からの電力供給 の協力に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）、山形日産自動車販売株式会社（以下「乙」という。）は災害時における電気自動車からの電力供給および電気自動車充電スタンド（以下「充電スタンド」という）の使用について次のとおり協定を締結する。

上記に伴い、電気自動車から施設への電力供給に必要なパワーステーション（給電配電装置）1機を乙は甲に寄贈する。（時期と施設は相談の上）

（目的）

第一条 この協定は、甲及び乙が互いの協力により、鶴岡市内に大規模な地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）による大規模停電が発生し、又は発生の恐れのある場合において、避難拠点（パワーステーション設置拠点）等における電気自動車からの電力供給業務（以下「給電業務」という。）を行う際に、より多くの電気自動車及び充電スタンドを確保し、避難拠点等の円滑な運営を図り、もって市民の生命及び身体の安全を守ることを目的とする。

（協力要請）

第二条 甲は、災害による大規模停電が発生し、又は発生のおそれのある場合において、給電業務のための電気自動車および充電スタンドが必要なときは、乙に対して、協力を要請するものとする。

（協力）

第三条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、応ずるものとする。

（電気自動車の貸与）

第四条 乙は、乙の指定する日時および場所で電気自動車を甲に貸与し、給電業務のために電気自動車を甲に使用させるものとする。

- 2 給電業務の期間は、災害発生から1週間程度とする。残電量の不足により給電業務の遂行が出来なくなった場合、甲は、前項の規定により貸与を受けた電気自動車を充電することで、期間中において継続的に給電業務を行えるものとする。
- 3 前項に規定する期間の終了後において、必要がある場合は、甲乙協議の上、可能な範囲において、給電業務を継続するものとする。
- 4 甲は、給電業務の終了後、この旨を乙に報告し、遅滞なく、電気自動車を乙に返還するものとする。

(充電スタンドの使用許諾)

第五条 乙は、甲に対して、乙の管理する電気自動車充電スタンドを、乙の指定する日時及び場所において優先的に使用することを許諾する。

(使用上の留意事項)

第六条 甲は、第四条の規定により貸与を受けた電気自動車および前条の規定により使用の許諾を受けた充電スタンドを次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙が定める使用条件を守り、安全な場所および方法で使用する。
- (2) 電気自動車または充電スタンドが故障または何らかの理由により使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡を行い、対応を協議する。

(費用負担)

第七条 電気自動車と充電スタンドの使用料は、無料とする

(賠償)

第八条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、第三者の身体若しくは財産に損害を与え、又は貸与を受けた電気自動車若しくは使用許諾を受けた充電スタンドに損害を与え、若しくは損失したときは、第三者又は乙に対して損害を賠償する。

ただし、乙が甲に貸与する電気自動車を対象として加入する自動車賠償保険により賠償される額については、第三者又は乙に対し賠償の責任を負わないものとする。

(訓練の協力)

第九条 乙は、甲が実施又は後援する訓練に協力するよう努めるものとする。

(広報活動)

第十条 甲及び乙は、災害時において、より多くの電気自動車を確保するために、平常時において広報活動に努めるものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第十一条 乙は災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報や電気自動車等の普及促進に資する情報を、適宜甲に提供する。

(連絡調整)

第十二条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲及び乙があらかじめ指定した者が行う。

(細目)

第十三条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協定期間および更新)

第十四条 この協定期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかの者からもこの協定を終了し、又は変更する意思表示がないときは、この協定期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第十五条 この協定に定めない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各者 1 通を保有する。

令和元年 1 1 月 2 2 日

甲 山形県鶴岡市馬場町 9 番 2 5 号
鶴岡市
鶴岡市長

乙 山形県鶴岡市美咲町 3 4 番 5 号
山形日産自動車販売株式会社
代表取締役社長

災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定細目

「災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第十三条に基づく細目は、次のとおりとする。

（要請手続き）

第一条 協定書第二条に定める甲の要請は、地震災害の場合においては、鶴岡市内に震度6弱以上が発生した際に行うものとする。

2 協定書第二条に定める甲の要請は文書（第一号様式）により乙が市内において運営する店舗（以下「市内店舗」という）に対して行う。

3 甲は災害に対応するため速やかに要請をする必要があるときは、前項の規定によらず、口頭で要請をすることができる。

4 甲は、前項の規定により口頭で要請をした場合には、後日要請書を市内店舗に送付するものとする。

（日時及び場所）

第二条 協定書第四条1項及び第五条に定める乙の指定する日時及び場所は、市内店舗において所属職員が在社している時間帯及びその店舗とする。

（使用条件）

第三条 協定書第六条1号に定める使用条件は、協定書に定めないものについては、乙が定める「リーフモニターについての確認事項」に記載の条件に準ずるものとする。

（連絡調整者）

第四条 協定書第十二条に定める連絡調整者は、次の者とする

- (1) ア 甲の指定する者
- (2) イ 乙の指定する者